特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、建築物の新築、増築若しくは改築又は建築物若しくはその居室の大規模の修繕若しくは 模様替(建築物又は居室の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕又は模様替をいう。)(以下 「建築物の建築等」という。)について、特定有害物質による建築物の居室内の空気の汚染の防止及び その除去のために必要な規制を行うことにより、建築物の居室内における空気環境を保全し、もって国 民の健康の保護を図ることを目的とすること。 (第一条関係)

第二 特定有害物質

この法律において「特定有害物質」とは、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレンその他の建築物の建築等に際し使用される建築材料(塗料、防腐剤、防虫剤その他の材料を含む。以下同じ。)に含まれる化学物質であって、建築物の居室内に放散されることにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいうものとすること。 (第二条第一項関係)

第三 規制基準

- 一 規制基準は、建築材料から建築物の居室内に放散される特定有害物質について、政令で定めるものと すること。
- 二 一の規制基準は、建築材料から建築物の居室内に放散される特定有害物質の濃度について、人の健康 に与える影響を勘案して、特定有害物質の種類に応じて定める許容限度とするものとすること。

(第三条関係)

第四 建築主等の義務

建築主及び工事施工者は、建築物の建築等をする場合においては、当該建築物の居室内に建築材料から放散される特定有害物質の濃度を規制基準に適合するものとしなければならないものとすること。

(第四条関係)

第五 工事完了後の検査

一 建築主は、建築物の建築等(政令で定めるものを除く。)に係る工事が完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の居室内に建築材料から放散される特定有害物質の濃度が規制基準に適合するものであることについて、都道府県知事(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定

都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他政令で定める市町村又は特別区にあっては、 当該市町村又は特別区の長。以下同じ。) に対し検査を申請しなければならないものとすること。

- 二 一による申請は、建築物の建築等に係る工事が完了した日から四日以内に都道府県知事に到達するように、しなければならないものとすること。
- 三 都道府県知事が一による申請を受理した場合においては、都道府県知事は、その申請を受理した日から七日以内に、当該申請に係る検査をしなければならないものとすること。
- 四 都道府県知事は、三による検査をした場合において、申請に係る建築物の居室内に建築材料から放散される特定有害物質の濃度が規制基準に適合していることを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主に対して検査済証を交付しなければならないものとすること。
- 五 都道府県知事は、三による検査をした場合において、申請に係る建築物の居室内に建築材料から放散 される特定有害物質の濃度が規制基準に適合しないことを認めたときは、国土交通省令で定めるところ により、その旨及びその理由を記載した通知書を建築主に交付しなければならないものとすること。

(第五条関係)

第六 勧告及び命令

- 一 都道府県知事は、第四に違反して建築物の建築等が行われたと認めるときは、当該建築物の建築等に係る建築主又は工事施工者に対し、相当の期限を定めて、当該建築物又はその居室の修繕又は模様替その他必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとすること。
- 二 都道府県知事は、一による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。

(第六条関係)

第七 学校等の建築物

学校、病院、官公庁施設その他の不特定又は多数の者が利用する建築物の建築主及び工事施工者は、建築物の建築等(建築物の居室以外の部分の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕又は模様替を含む。)をする場合においては、第四によるほか、必要に応じ、当該建築物の居室以外の部分について、当該部分に建築材料から放散される特定有害物質の濃度を人の健康に重大な影響を与えないものと

するよう努めなければならないものとすること。

(第八条関係)

第八 研究の推進等

国は、特定有害物質が建築物の居室内における空気環境及び人の健康に及ぼす影響についての研究、 建築材料から放散される特定有害物質の測定についての研究その他特定有害物質による建築物の居室内 の空気の汚染の防止又はその除去に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとすること。

(第九条関係)

第九 国及び地方公共団体の施策

- 一 国は、特定有害物質による建築物の居室内の空気の汚染の防止及びその除去を促進するために必要な 資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとすること。
- 二 国は、特定有害物質による建築物の居室内の空気の汚染の防止及びその除去に関する国民の理解を深めるよう啓発及び知識の普及に努めるものとすること。
- 三 地方公共団体は、国の施策に準じて、特定有害物質による建築物の居室内の空気の汚染の防止又はその除去を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

(第十条関係)

第十 罰則

罰則について所要の規定を整備すること。

(第十四条から第十六条まで関係)

第十一 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。(附則第一条関係)
- 二 この法律の施行前に工事の着手のあった建築物の建築等については、この法律の規定は適用しないものとすること。 (附則第二条関係)
- 三 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。 (附則第三条関係)
- 四 その他所要の規定を整備するものとすること。